



埼玉県報

第2200号

平成22年7月13日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [地方税電子申告システムサーバ機器等賃貸借に係る一般競争入札の公告\(税務課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の開催\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県立上尾特別支援学校外25校で使用する電気に関する落札者の公示\(財務課\)](#)
- [一般国道百二十二号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道上尾久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田杉戸線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)

○ [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会
- 三 代表者の氏名
前田 敦子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市旭一丁目一 二十二
- 五 定款に記載された目的
この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人睡眠文化研究会
- 三 代表者の氏名
豊田 由貴夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市北野一 二 二十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く社会に対し、睡眠文化の観点から啓発・教育活動を行い、生活者の睡眠健康の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitaiken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会
- 三 代表者の氏名
込山 光廣
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県志木市館二丁目四番五 三〇六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、第五条に掲げる事業を行い、正しい点字の普及に寄与するとともに、視覚障害者の情報環境の改善及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 J a p a n R A P T O R F o u n d a t i o n

三 代表者の氏名

八木下 博文

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市赤沼五百八十六番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、

（一）日本国内に生息する野生猛禽類の保護を目的とし、治療、リハビリテーションを経た野生復帰、及び生態調査、研究を通して自然環境保全を図るための事業を行い、社会に貢献する。

（二）傷病野生猛禽類の治療法等を国内外の関連団体、獣医師、有識者との情報交流及び折衝をすることにより国際交流の場で貢献する。

（三）野生猛禽類を通しての自然教育、啓蒙活動を、教育機関、公共施設、一般イベント等で行い、社会に貢献する。

以上の事を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
日高市	平成二十一年度	地籍図 二十五枚 地籍簿 一冊	日高第三十七地区（大字横手の一部）	平成二十二年七月九日

告 示

埼玉県告示第九百九十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

地方税電子申告システムサーバ機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年1月1日(土)から平成27年12月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の基幹業務システム（財務会計、税務システム等）のサーバ等の構築実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 坂上 電話048-830-2666（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月26日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月25日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (1) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月25日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県第二庁舎10階税務電算室 平成22年8月26日（木）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で、平成22年8月3日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年7月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server computer equipments for the Local Tax Electronic Declaration System.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., August 26, 2010

By registered mail or in person: 5:00 p.m., August 25, 2010

(3) Contact Information

Taxation Division (Tax On-line Group)

General Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-ken 330-9301

Tel.048-830-2666

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
尾本周	視覚障害	眼科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四一	平成二十二年六月十四日
猪俣俊晴	視覚障害	眼科	猪俣眼科医院	所沢市小手指町三三一	同
石嶋清隆	視覚障害	眼科	医療法人人間川病院	狭山市祇園一七二	同
村下裕理	視覚障害	眼科	草加市立病院	草加市草加二二二	同
塚田義一	呼吸器機能障害	呼吸器科	草加市立病院	草加市草加二二二	同
高橋佳孝	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてやく機能障害	耳鼻咽喉科	たかはし耳鼻咽喉科	久喜市南栗橋四一四	同
二宮充喜子	肢体不自由	神経内科	埼玉医科大学病院	人間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
山内秀雄	肢体不自由	小児科	埼玉医科大学病院	人間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
甲斐裕樹	小腸機能障害	小児外科	埼玉医科大学病院	人間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
大野康治	肝臓機能障害	小児外科	埼玉医科大学病院	人間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
佐野和史	肢体不自由	整形外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一五〇	同
竹下恵美子	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一五〇	同
眞鍋淳	肢体不自由	整形外科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八一八	同
多田正弘	肝臓機能障害	消化器内科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八一八	同
太田剛	肢体不自由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五一五	同

目時 亮	肝臓機能障害	消化器内科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会川口総合病院	埼玉県 川口市西川口五 一 一 五	同
大澤 暁	心臓機能障害	心臓血管外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五 八 一	同
赤芝 聖	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人財団聖蹟会 埼玉県中央病院	桶川市坂田一七二六	同
箱田 有亮	呼吸器機能障害	内科	イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保二六六一	同
今井 一郎	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	医療法人社団大成会 武南病院	川口市東本郷二〇二六	同
荒川 泰行	肝臓機能障害	内科	医療法人一心会 蓮田一心会病院	蓮田市本町三 一七	同
今井 幸紀	肝臓機能障害	外科	小川赤十字病院	比企郡小川町小川一五二五	同
北角 嘉徳	肝臓機能障害	内科	きたずみ内科クリニック	越谷市赤山町二 二三五 一	同
塩味 正雄	肝臓機能障害	消化器肝臓内科	医療法人山柳会 塩味病院	朝霞市溝沼二 四 一	同
古堅 章	肝臓機能障害	内科	志木市立市民病院	志木市上宗岡五 一四 五〇	同

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
林 聡子	聴覚障害	医療機関名 上尾魁生病院		イムス富士見総合病院	平成二十二年一月一日
村山 猛男	ぼうこう又は直腸機能障害	所在地 上尾市地頭方四二一 一 医療機関名 医療法人社団秀栄会 所沢第一病院	所在地 所沢市下安松一五五九 一	富士見市鶴馬一九六七 一 医療法人三誠会 川口誠和病院	平成二十二年四月一日
		所在地 所沢市下安松一五五九 一		川口市江戸三 三五 四六	

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

門 倉 好 之 じん 臓 機 能 障 害	医師の氏名 指定障害区分	医療機関の名称 特定医療法人好文会 あねとす病院	医療機関の所在地 深谷市人見一九七五	辞 退 年 月 日 平成二十二年五月二十日
---	---------------------	--------------------------------	-----------------------	--------------------------------------

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の第二項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十二年七月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社八千代 開発	人間市東藤沢六丁目二 十番二十号	浅海孝一	埼玉県知事許可 (般 一九) 第六一四一九号
株式会社誠友社	川口市芝四丁目二十四 番十一号	小井田源	埼玉県知事許可 (般 一九) 第六一七六二号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十二年埼玉県告示第八百二十号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、用途地域

二 公聴会の期日、時間及び場所

平成二十二年八月十日 午前十時〇〇分から

三郷市役所大会議室

三 公述申出書の提出期間及び提出先

平成二十二年七月十三日から平成二十二年八月三日まで

三郷市都市計画課、草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、埼玉県都市整備部都市計画課

四 公述申出書の様式

別記のとおり

五 都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

平成二十二年七月十三日から平成二十二年七月二十七日まで

三郷市都市計画課、草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所

六 公聴会に関する問い合わせ

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八 八三〇 五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された草加都市計
画区域区分の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し
し出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ
さい。

(2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾特別支援学校外25校で使用する電気 予定使用電力量5,095,000
キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高
砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年6月16日

4 落札者の氏名及び住所

イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町3丁目3番14号

5 落札金額

114,345,092円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年4月30日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>百二十二号</p>	<p>路線名</p>
<p>三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p> <p>羽生市大字桑崎字桑崎八 番一地 先から同市大字中岩瀬字中岩瀬七七</p>
<p>平成二十二年七月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル</p>	<p>備考</p> <p>延長九八八・〇</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市下早見字内谷一八一五番一地先</p>	<p>久喜市樋ノ口字大野一番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・一一〇 四五・〇二二</p>	<p>一九・二四〇 二二・三三二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一八四・六二二</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
下早見字内谷一八三六番三 地先まで	久喜市原字大谷七〇五番一 から同市	区 間
一六・五〇 三三・六四	一六・三八 三〇・〇七	敷地の幅員 (メートル)
	六四・一五	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英 治

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田杉戸線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三〇番四地先から同郡同町大字太田 新井字海老島一三九八番地先まで			区 間
九・八〇ㄱ 一三・一八	一〇・九〇ㄱ 一三・五〇	八・三〇ㄱ 一二・八〇	敷地の幅員 (メートル)
九二・三〇	一〇七・八六		延 長 (メートル)
海老島橋架け替え工事 による迂回路の設置			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第三号	平成二十二年 七月六日	埼玉県入間市扇町屋二丁目七十 七の一部 外5筆	埼玉県川越建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年七月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年七月七日

指令越建セ第二二〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十二年七月九日

越建セ第一二五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一五八九―九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業 代表取締役 兼井 雅史